商品概要説明書

通知預金

2024年12月1日現在

商品名		通知預金
販売対象		法人・個人
期間		期間の定めはございません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
預入	(1)預入方法	一括預入
	(2)預入金額	1万円以上
	(3)預入単位	1円単位
払戻方法		随時解約(一括払い戻し)できます。 ただし、解約する日の2営業日前までに通知が必要です。
利息	(1)適用金利	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。
	(2)利払方法	解約時(払戻時)に一括して支払います。
	(3)計算方法	付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
税金		個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人は総合課税となります。
付加できる特約事項		個人のものはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い		据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法		金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置		苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項		公共料金などの自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金などの自動受取はできません。 「総合口座」の取扱いはできません。

東京東信用金庫